

青森大学における情報公開の基本方針

大学における教育研究活動等の状況については、学校教育法、大学設置基準、私立学校法等に基づき、積極的な情報公開が義務付けられています。さらに、青森大学（以下「本学」という。）が社会に対して説明責任を果たすためには、大学運営全般にわたり透明性を確保し、主体的かつ継続的に情報を提供することが不可欠です。

この理念に基づき、本学は「情報公開の基本方針」を定め、情報公開を推進します。具体的な実施内容等については、学校法人青森山田学園情報公開規程に準拠しますが、基本方針は以下のとおりとします。

（1）情報公開の範囲

本学は、教育・研究活動、組織・運営、財務その他大学の諸活動に関する情報を、関係法令および学園規程に基づき適切に公開し、大学としての説明責任を果たします。

（2）情報公開の方法

情報公開は、本学ホームページでの掲載を基本とします。加えて、必要に応じて冊子、広報資料、報告書、説明会等の手段を活用し、多様な利害関係者に対して分かりやすく発信します。

（3）個人情報および機密情報の保護

情報公開にあたっては、個人情報保護法その他の関連法令を遵守し、個人の権利や利益を侵害しないよう十分に配慮します。また、公開が不適切と判断される機密性の高い情報については適切に管理します。

令和7年9月24日
青森大学学長
瀧谷 泰秀